

令和4年9月28日
府 中 市

令和5年度予算編成方針

1 国の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針）において、世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略、気候変動問題など、我が国を取り巻く環境に地殻変動とも言うべき構造変化が生じているとともに、国内においては、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せているとしています。

こうした状況の下、まずは、緊急対策を講じることにより経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとした上で、多様な働き方の推進など「人への投資」、脱炭素に向けた「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、行政のデジタル化の推進など「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」などに取り組むことにより、「成長と分配の好循環」を早期に実現するとしています。

また、令和5年度予算編成に向けては、経済・財政一体改革を着実に推進する一方で、重要な政策の選択肢を狭めることのないよう、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直すとともに、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

2 本市の令和5年度における財政見通しと削減目標

歳入の見通しは、市税の増収を見込むものの、コロナ禍の長期化やロシアのウクライナ侵攻による影響で経済の先行きの不透明さが増大しており、予断を許さない状況にあります。また、地方譲与税や地方消費税交付金をはじめとする各種交付金等の増要因は見られず、一般財源の大幅な増収を見込むことは難しいことから、依然として厳しい状況が続く見込みです。

一方、歳出では、増加傾向にある社会保障関係経費への対応を図りつつ、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応や原油価格・物価高騰等に対して、市民生活と地域経済活動を支える取組のほか、公共施設の老朽化などの課題に取り組んでいく必要があります。また、デジタルトランスフォーメーション（D

X) の推進、防災・減災対策、環境施策など、時代の要請に応じた施策の展開が求められていることに加え、燃料費・光熱費の高騰などにより経常経費が増大することが見込まれ、歳出に対して歳入が不足する厳しい状況となることが想定されます。

これらを考慮した上で、令和5年度一般会計予算における既存の事務事業に係る経費については、物価高騰等の影響による経費の増加が見込まれるものの、前年度の不用額等の状況を踏まえ、削減目標額を総額で7億円とします。

3 予算編成の基本的な考え方

- (1) 令和5年度は、本市を取り巻く状況や財政見通しを踏まえつつ、第7次府中市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」といいます。）に掲げる目指す都市像の実現に向けて、「令和5年度の政策立案に関する基本方針」に基づき、施策ごとに定められている目標値の達成に向けて着実な推進が図られるよう予算編成を行うこととします。特に重点プロジェクトは優先的に実施すべき事業であることから、所管事業の優先度を精査し、財源の重点化を図ることとします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等から市民の健康と暮らしを守るため、国や東京都の動向を踏まえ、市民生活や地域経済の回復に向けた対策を講じることとします。
- (3) ゼロカーボンシティの実現に向け、環境に配慮した取組やデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による業務のデジタル化・効率化に積極的に取り組むこととします。
- (4) 府中市公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な観点を維持しつつ、公共施設及びインフラの着実な保全を図ることとします。
- (5) 持続可能な財政構造を維持していくため、事業実施に当たっては経営的視点を持ち、財源確保を前提とした方策を検討するとともに、既存事業の成果や方向性、優先度を十分に検証することで事業の最適化を図ることとします。

また、令和5年度は物価高騰等による影響が見込まれる中、歳入の大幅な増加が見込めないことから、事業の継続に当たっては実績等を踏まえ、徹底して無駄を排除するほか、他の自治体等で実施している財源確保策を参考にするなど、新たな財源確保に向けて積極的に取り組むこととします。

4 予算見積りに当たっての留意事項

(1) 全般

ア 令和5年度予算において、要求される事業の全てを実施することは困難

であることから、既存事業の抜本的な見直しや各事業の優先順位付けと選択を厳格に行うことにより、事業の効率化に取り組むこととします。

イ これまで実施した新規・レベルアップ事業を含め、既存事業については、過去の決算や執行状況の分析を徹底するなど、改めてその成果を検証し、社会状況の変化等により、事業の必要性、効果が低下しているものは、一般財源への影響を踏まえ、縮小または統廃合を行うこととします。

ウ 限られた財源を適切かつ有効に活用する観点から、令和3年度決算の状況や令和4年度予算の執行状況など、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めることとします。

エ 議員や監査委員からの指摘事項、採択された請願や陳情、市長への手紙、職員からの提案、市議会各会派からの要望事項等については、十分に検討した上で適切に対応することとします。

オ 経常的経費は、A経費、B経費及びC経費の3区分とし、内訳は次のとおりとします。

(7) A経費は、新規事業、レベルアップ事業、職員提案事業、見直し事業及び廃止事業とします。

(4) B経費は、日額・時間額制会計年度任用職員分を除く人件費、扶助費、公債費、繰出金、府中市補助金等審査委員会において審査する補助金、一部事務組合負担金及び積立金並びに指定管理者委託事業を除いた債務負担行為解消事業とします。

(7) C経費は、A経費及びB経費に属さない経常的経費とします。

(2) A経費

ア 新規事業及びレベルアップ事業は、国及び東京都の積算、過去現在の類似する事務事業、他自治体における実績等を考慮し、適正な見積りを行うこととします。

イ 新規・レベルアップ事業は、その必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を検討の上、国や東京都の補助金の動向を的確に把握し、積極的に活用するなど財源確保に努めることとします。

ウ 新規事業及びレベルアップ事業は、原則として見直し事業及び廃止事業により生じた財源により実施することとします。ただし、新規事業及びレベルアップ事業のうち、数年以内の短期間で集中的に取り組む事業については、基金を財源とすることができることとします。

(3) B経費

ア 人件費は、給与の適正化や超過勤務の縮減等のこれまでの取組を予算に反映させるとともに、決算状況などを踏まえ、その抑制を図ることとしま

す。

イ 扶助費及び繰出金は、国や東京都の動向などの情報収集を行うとともに、決算状況などを精査することとします。

ウ 扶助費は、水準や対象の見直しを図るなかで、原則として令和4年度当初予算額の2%増を限度とします。

エ 補助金は、状況の変化を踏まえた必要性、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化の観点から精査を行うこととします。

オ 一部事務組合負担金は、積算根拠を明確にした上で、適正な見積りを行うこととします。

(4) C経費

ア 財源の重点化を図るため、事務事業単位で削減率を定めます。削減率は、令和4年度当初予算対比で、前期基本計画における重点プロジェクト対象事業は現状維持、その他の事務事業は5%減とします。ただし、いずれの区分でも施設管理経費及び前期基本計画に定める行財政運営に関する施策に係る経費は2%減とします。

イ 各事務事業について、目的や効果を検証し、期待する効果が得られていない場合は、積極的に見直しを図ることとします。

ウ イベント事業については、「効果的なイベント事業の実施に係る基本方針」に基づき、令和5年度中に関係団体等の調整も含めて検討を行い、令和6年度に実施するイベント事業から見直しを図ることとします。なお、令和5年度に実施するイベント事業から見直しが可能な場合は、この限りではないものとします。

(5) 投資的経費

ア 前期基本計画に基づく事業、債務負担行為解消事業及び安全性などの観点から、緊急度の高い事業に係るものを優先することとします。

イ 事業化に当たっては、課題や懸案事項を整理し、それらの解消を図った上で見積りを行うこととします。

ウ 公共施設マネジメント及びインフラマネジメントの観点を踏まえ、中長期的な視点で優先順位を定めることとします。

エ 予算の見積りに当たっては、民間や他自治体等との比較を行うなど、市場動向を反映させて、コストの縮減に努めることとします。

オ 円安の影響も含め、当面は工事費の高騰が見込まれることから、施工内容、施工方法及び発注時期を工夫するなど、コストの縮減に最大限努めることとします。

カ 公共用地の取得は、府中市土地開発公社への公共用地の先行取得の依頼

を含めて、前期基本計画において予定されている事業に限ることとします。

(6) 歳入

ア 市税は、税制の動向と社会経済情勢の推移を的確に把握して積算するとともに、徴税努力の効果を反映させることとします。

イ 使用料及び手数料は、原価計算に基づき、適正な受益者負担を図ることとします。

ウ 国庫・都支出金は、国や東京都の予算編成の動向に留意し、制度改正等も含め、積極的な財源確保に努めることとします。

エ 市債は、将来の財政負担を考慮して、適正な範囲内の借入れを行うこととします。

オ その他歳入確保のための取組を積極的に行うこととします。

(7) 特別会計等

ア 各特別会計及び下水道事業会計は、その設置目的や一般会計からの繰入基準に沿って適正な見積りを行うこととします。

イ また、適正な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な歳入確保を図ることとします。

ウ 競走事業は、公営企業会計として適切な経営管理と売上増に努め、収益事業収入を確保することとします。

(8) その他

見積りに当たっては、別に定める予算編成要領及び予算編成基準により積算することとします。